

公示番号：190114

国名：ナミビア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：北部農業開発マスタープラン実施促進プロジェクト 詳細計画策定調査  
(畜産振興)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：畜産振興
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年7月上旬から2019年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50 M/M、現地 0.93 M/M、合計 1.43 M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	28日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年6月4日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計 100 点)

類似業務	畜産振興および技術普及に関する業務
対象国／類似地域	ナミビア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし（ただし、黄熱の危険国からの訪問者（当該国への一時滞在者、12時間以上の乗継をされた方を含む）についてはイエローカード（黄熱予防接種証明書）の提示が求められる可能性もあります。）

## 6. 業務の背景

### (1) 当該国における農業セクターの開発実績（現状）と課題

ナミビア共和国（以下、「ナミビア」）はアフリカ南部に位置し、国土面積は約 82 万 km<sup>2</sup>、人口は約 220 万人である。鉱物資源に依存した経済・産業構造の一方で、ナミビア国内の大幅な貧富の格差や高い失業率の解消が大きな課題である。ジニ係数は 0.636<sup>2</sup> と高く、国内における経済格差は世界各国と比較しても際立って大きい。国内全体の貧困率は 28% であるのに対し、人口の約 60% が居住する北部 7 州は貧困率が平均約 47% に上る<sup>1</sup>。その多くの農家が自給自足型の小規模農業に従事している。

ナミビア北部は天候の影響を受けやすい地域であるため、農業だけで生計を維持することが難しい。年間降水量が 300～600 mm<sup>2</sup> と少ないナミビアでは、伝統的に耐乾性の高いトウジンビエ、ソルガム、豆類が栽培されており、これにウシやヤギの放牧を併せた農牧混合が広く行われている。農業普及員は、農業・水・森林省（Ministry of Agriculture, Water and Forestry : MAWF、以下「C/P」）の傘下の、各州の農業開発局（Agricultural Development Center : ADC）に配属されているが、普及員の数が少なく<sup>3</sup>、農家は十分な技術支援を受けられない状況である。

### (2) 当該国における農業セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ナミビア政府は、2004 年に策定された「長期国家計画 (Vision 2030)」に基づき、2017 年から 2022 年を対象とした中期開発計画である「第 5 次国家開発計画 (National Development Plan : NDP5)」を策定し、持続的かつ包含的な経済・社会発展の実現に取り組んでいる。また、2015 年 3 月、中・長期開発計画を補完する「貧困・経済格差削減促進計画 (Harambee Prosperity Plan : HPP)」を策定し、2020 年までの 4 年間で、特に貧困及び格差削減、経済発展を加速化させるために行うべき施策を明確化している。

### (3) 農業セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対ナミビア共和国国別開発協力方針（2017 年 9 月）には、重点分野と

<sup>1</sup> ナミビア中央統計局世帯調査、2016 年

<sup>2</sup> ナミビア共和国 市場志向型農業・畜産振興に向けた情報収集・確認調査、2018 年 5 月

<sup>3</sup> ナミビア共和国 北部農業開発マスタープラン策定調査プロジェクト（2017 年）によると、一人当たり平均 3,327 農家を担当している

して「貧困削減・生計向上への貢献」が掲げられており、低所得者層が多く居住する北部地域における市場志向型農業<sup>4</sup>の導入・普及や、関連する技術支援、能力構築支援等、農業開発を中心とした生計向上に係る支援を行う旨が明記されている。

JICAは、2014年から2017年にかけて、ナミビア北部の小規模農家の生計向上に貢献する農業・畜産の技術や課題対応策の提案を目的とした「北部農業開発マスタープラン策定調査プロジェクト（Northern Crop and Livestock Development Master Plan Study：N-CLIMP）」を実施した。N-CLIMPでは、農牧混合農家の家畜飼養技術・作物栽培技術の改善および、営農知識向上による生計向上を達成するためのマスタープランが策定された。このマスタープランは、C/P機関を中心にナミビア政府が主体となって実行するものとされた。

その後JICAは、先方政府によるマスタープラン実施状況のモニタリングと、マスタープラン実施時の課題の有無を確認するため、2018年に「市場志向型農業・畜産振興に向けた情報収集・確認調査」を実施した。その結果、ナミビア政府がマスタープランを実施するためには、家畜飼養技術や栽培技術、営農知識の提供だけでなく、それらを円滑に農家へ普及するための、技術普及手法を支援する必要があることが確認された。

この調査の結果も踏まえ、ナミビア政府は2018年8月に我が国に対し、市場志向型農業の考え方に基づいた農業普及体制の強化を目的とした、技術協力プロジェクト「北部農業開発マスタープラン実施促進プロジェクト」を要請した。同プロジェクトは、技術普及アプローチとして効果的とされる市場志向型農業の考え方を、ナミビア北部の多くの農家が営む畜産飼養に応用することで、ナミビア北部の農家たちの生計向上を図り、重点分野であるナミビア農村部の貧困削減・生活水準改善へ貢献することを目的としている。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野の協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者による報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2019年7月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、現地調査の調査計画を立てる。
- ② ナミビア側関係機関（C/P機関等）に対する確認事項の整理、質問票（案）（英文）を、他の業務従事者と協力して作成する。（この質問票（案）は、現地渡航の際の聞き取り時に、当ポストのコンサルタントが用いる想定である。）
- ③ プロジェクトのProject Design Matrix（以下「PDM」）案、Plan of Operations（以下「PO」）案の、担当分野関連部分を検討する。
- ④ 調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

<sup>4</sup> 市場志向型農業とは、Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion（SHEP）アプローチを用いた営農形態のこと。SHEPアプローチとは、農家の「作って売る」から「売るために作る」へ意識変革を起こし、営農・栽培・マーケティングスキル向上によって農家の所得向上を目指すもの。具体的なステップは；1）目的の共有、2）農家の気付きの機会創出、3）農家による決定、4）技術（解決策）の提供である。

(2) 現地調査期間 (2019年7月上旬～8月上旬)

- ① JICA ナミビア支所、ナミビア側関係機関等との打合せに参加する。
- ② JICA によるこれまでの支援活動や調査結果をレビューした上で、下記の項目の最新の情報・資料を収集し、畜産振興に必要な現状把握・分析を行う。
  - (ア) 畜産に関する政策の情報収集と、国として目指している方向性を分析する。
  - (イ) 対象地域<sup>5</sup>における家畜飼養、畜産物生産、各家畜種に関連する市場情報（流通経路・家畜種・衛生面等）の情報収集と分析する。
  - (ウ) 畜産農家の営農状況を把握し、技術的な課題のみならず、普及やマーケティング等に関する課題を抽出する。
  - (エ) 畜産農家に対する普及サービス及び N-CLIMP 実施のための MAWF・州普及局の実施体制、及び普及員の畜産・家畜衛生分野に係る能力と知識レベルの評価を行い、課題を抽出する。
  - (オ) 主に農業普及局北中部支局、各州農業普及局を対象に、2017年以降のマスタープラン実施状況の確認を行う。
  - (カ) 2018年9月に SHEP 広域アドバイザーの支援によって実施された研修の、参加者によるアクションプラン実施の進捗確認を行う。特に、アクションプランに畜産振興に関連した活動を取り入れた地域を重点に確認する。
  - (キ) 主に園芸作物を対象とした手法である「SHEP アプローチ」を、畜産分野に応用する方法を検討する。特に、同アプローチにおける行動変容のためのプロセス（農家が「気付き」、自発的に行動変容を行うための工夫）を検討・提案する。
  - (ク) 畜産普及サービスに関係する他機関（獣医サービス局や試験研究機関など）の業務内容（飼料、繁殖、家畜衛生に係る農家に有益な試験研究実績等も含む）、及び普及局との連携のオプションを検討する。
- ③ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。
- ④ プロジェクトの活動のための投入等を協議する。
- ⑤ PDM 案、PO 案 Record of Discussions（以下「R/D」）の作成に協力する。また全体の取りまとめに協力する。
- ⑥ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ナミビア支所、ナミビア側関係機関等に報告する。
- ⑧ 日本とナミビア間で署名する討議議事録（Minutes of Meeting : M/M）案の作成に協力する。

(3) 国内整理期間 (2019年8月中旬～2019年9月上旬)

- ① 収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。
- ② 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から評

<sup>5</sup> 北部4州：オハンナグウェ州、オムサティ州、オシャナ州、オシコト州

価を行い、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

③ 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者による、全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 「業務完了報告書」(和文)

(担当分野に係る「詳細計画策定調査報告書(案)」(和文)を添付すること。)

上記を2019年9月6日までに電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドーハ⇒ウィントフック⇒ドーハ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年7月7日～8月3日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。なお、渡航時期は変更される可能性もあります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

(ア) 総括 (JICA)

(イ) 市場志向型農業 (JICA)

(ウ) 協力企画 (JICA)

(エ) 畜産振興 (本業務従事者)

(オ) 評価分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAナミビア支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

(ア) 空港送迎

あり

(イ) 宿舎手配

あり

(ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

(エ) 通訳備上

なし

(オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-3158) にて配布します。

(ア) 本プロジェクト要請書

(イ) ナミビア北部農業開発マスタープラン策定調査プロジェクト詳細計画策定調査 報告書 (2014 年)

(ウ) ナミビア北部農業開発マスタープラン策定調査プロジェクト(2017 年)

(エ) ナミビア市場志向型農業・畜産振興に向けた情報収集・確認調査 最終報告書 (2018 年)

また、本業務に関する以下の資料が、JICA ウェブサイトで公開されています。

(ア) SHEP Handbook for extension staff (2018 年)

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/ku57pq00001zwgkc-att/shep\\_handbook\\_en.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/ku57pq00001zwgkc-att/shep_handbook_en.pdf)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

(ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

(イ) 提供依頼メール：

タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナミビア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に

連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上